

天草不知火海区漁業調整委員会

第362回議事録

令和元年（2019年）11月13日開催

第362回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和元年（2019年）11月13日（水） 午後2時から
- 2 開催場所 水前寺共済会館グレースシア 6階 スカイルーム
- 3 出席者
（出席委員） 江口幸男 前田和昭 浜悦男 関山哲也 脇島成郎
佐々木倫一 友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖
横田政司 鎌賀泰文 藤木美才
（欠席委員） 桑原千知 山田豊隆
（水産振興課）主幹 山下幸寿
（漁業取締事務所）副所長 齊藤裕勝 技師 浦川亮太
（熊本県漁業協同組合連合会）業務部次長 宮本幸生
（天草広域本部水産課）技師 池崎公亮
（事務局）事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 参事 國武浩美
主任技師 多治見誠亮

4 議事次第

（1）開会

2 議事

（1）議題

第1号議案

天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）について（諮問）

（2）報告

1) うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について

2) 令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項について

（4）閉会

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第362回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

「第362回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

(江口会長)

皆さん、こんにちは。

先程、雑談の中でありましたけれども、駐車場の件で皆様にご迷惑をおかけしているとのことでした。事務局の方もある程度そこについても検討していただきたいというふうに思います。

それでは、だいぶ気候の方も涼しくなりまして、まあ、漁業の方もぼちぼち水揚げが上がるのではないかとというふうに考えております。

今日は、1つ、1号議案でございますので、あとは報告になっておりますので、短い時間で終わると思います。よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は横田委員と鎌賀委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは、早速でございますが議事に入ります。

議題の第1号議案「天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）」について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

天草不知火海区の漁業権については、第14次漁業権切替えに伴い、平成30年9月1日付けで定置漁業、区画漁業について手続きを行ったところですが、今回は切替えとは別に、2件の区画漁業について、新たに免許を設定することとなりましたので、

「天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）」について」諮問させていただきます。

資料2ページからとなります。

漁業の免許は、水面についての総合利用を考慮して事前に策定する漁場計画に基づいて県が行います。

漁場計画とは、漁業の種類、漁場の位置及び区域、漁業の時期、その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、地元地区を定めたもので、県がその管轄する水面について、水深、水温、潮流その他の条件が免許漁業を営むのに適しており、かつ、漁業生産力の維持発展を図る上において、水面の相互利用の一環として漁業権の内容たる漁業を営むことが適当であって、経済的に価

値のある場合、また、そこに入り会って操業している漁業権者以外の者との間に漁業調整上の問題もなく、その他公益上も支障を及ぼさない場合には、漁業法第11条の規定に基づき漁場計画を策定することとなります。

今回、天草漁業協同組合 代表理事組合長 江口幸男から天草市牛深町地先における「魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）」、上天草市大矢野町在住の増田敏也から上天草市大矢野町中地先における「くるまえび養殖業」についての漁場計画策定願の提出がありました。

資料3ページをご覧ください。

まず、牛深町地先における魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業）についてご説明いたします。

当該漁場については、現在天区第401号「くろまぐろ養殖業」の免許がなされておりますが、行使者の経営悪化による事業譲渡に伴い、漁業種類を変更する必要が出てきたため、新たにくろまぐろを除いた形で魚類小割式養殖業を営もうとするものです。

既存のくろまぐろ養殖業については、現在休業届が提出され、特別養殖による「ぶり」の試験養殖が行われているところですが、令和2年3月31日をもって、くろまぐろ養殖業の免許については放棄される予定となっております。

次に、増田敏也から提出のあった漁場計画策定願についてです。

当該漁場については、遊休池として活用されていない状態でしたが、平成29年から増田敏也氏が特別養殖による試験養殖を実施してきました。

その結果、安定した生産が見込める状況と判断されたことから、本格的に免許を取得してくるまえび養殖業を営もうとするものです。

今回提出のあった漁場については、養殖業を営むのに適した水面であり、免許をすることにより漁業生産の維持発展が見込まれます。また、漁場を管理する関係漁協の同意も得られていることから、漁場計画を策定する必要がある、と認められますので、当委員会へお諮りしております。

次に、漁場計画（案）について、説明させていただきます。

資料4ページ、「天草不知火海区 漁場計画案（天草海区）」をご覧ください。

免許の内容につきましては、漁業の種類及び名称、時期、位置及び区域、制限又は条件等となり、漁業権の存続期間は、免許の日から令和5年（2023年）8月31日までを予定しております。

今回の免許の予定日は、令和2年（2020年）4月1日、免許の申請期間は令和2年（2020年）2月3日から令和2年（2020年）2月28日までと考えております。

次に、資料6ページ、「漁場計画一覧」をご覧ください。

一番左に、今回の漁場計画番号、次に漁業の種類、漁場の位置、漁業の時期、制限又は条件、地元地区等を記載しています。

まず、天区第575号第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）ですが、漁場位置が天草市牛深町地先、漁業の時期が1月1日から12月31日、制限又は条件として、①漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない②行使状況を毎年県に報告しなければならない③敷設する生け簀の面積は、45,510平方メートルを超えてはならない、の3つを付しております。

次に、現行免許、という箇所ですが、先ほどもご説明致しましたとおり、当該漁場には、現在天区第401号くろまぐろ養殖業が天草漁業協同組合に免許されております。今回は漁業種類の変更となるため、新規で漁場計画を樹立する必要がありますが、現行の免許につきましては、免許が重なることがないように、令和2年3月31日付での放棄を予定しております。

次に、天区第253号第2種区画漁業くるまえば養殖業ですが、漁場の位置が上天草市大矢野町中地先、漁業の時期が1月1日から12月31日、制限又は条件はなし、という内容としております。

なお、漁場の区域につきましては、8ページに魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）、10ページにくるまえば養殖業の図面を載せておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友枝委員

はい。

議長

はいどうぞ。

友枝委員

熊本県でですね、クロマグロの養殖の尾数というか面積は、これを削除した場合に、例えば、あの、新和町の前にマグロ養殖場

がありましたけれども、あそこが水産庁から枠を指定されて、ブリかタイの養殖が前あがっていたと思います。

もし、そこをやめた場合、そこにマグロの養殖させる時には、いかんでしょうか。

水産振興課

はい。

議長

事務局。

水産振興課

水産振興課です。まずですね、今、牛深に今マグロで出ている国の許可というのは、人工種苗ということですので、天然種苗の枠を他の枠に移すということはできません。できないというか、新たに取ればいつでも、人工種苗はいつでも取ろうと思えば出来ます。わざわざ移さなくても大丈夫です。

友枝委員

なぜ私が質問したかという、犠牲になった組合があるわけですよ。例えば、おられますけど、あまり言いたくありませんけど、そこに新しくタイとブリが新しく許可が下りましたもんですから、よそにあったのを持って行っている訳ですね。例えば、よその組合の場所から、するとそこは行使料が年間600万円ほど貰われなくなった訳ですよ。そのためにですね。もう、はっきり言いますけど栖本の組合ですよ。栖本の組合の漁場に、タイとブリの養殖場があった訳ですよ。そこに免許が下りたもんですから、そこに持って行ったと。すると組合は600万円、入らない訳ですよ。だからそこが、マグロがもしあれせんなら、マグロにさせて元に戻したら、お互いが上手くいくんじゃないかなと思いますけど。まあ、これは、浜さんが決めることですからね。

議長

牛深のは、天然じゃなくて、人工種苗に変えているんですよ。

水産振興課

人工種苗しかあそこは入れることができないので、天然を入れるということではないです。

友枝委員

不満が出ているんですね。うちにも被害が生じているんですね。うちのも無くなるもんですから。やはり、組合は行使料が、今ないと、なかなか厳しい状況なんですよ。どうもありがとうございました。

議長 他にございますか。

鎌賀委員 はい。

議長 はいどうぞ。

鎌賀委員 ちょっと、3つほど良いですか。
まず、最初に両方に共通している話なんですけれども、漁場区域の表現が緯度経度表示になってますけれども、これは、確か初めて、クルマエビでは確か初めてではないか。今後もずっとこれでやっていくのかなということですが。

議長 どうぞ事務局。

水産振興課 区域の表現については、今度の漁業法の改正もありまして、基本的には緯度経度で示せと、若しくは併記という形になりましたので、出せるところについては緯度経度で、数値での標記でいく形になっていくと思います。どうしても難しいところについては、文字表現になってくると思います。

議長 もう一点どうぞ。

鎌賀委員 2つ目がですね、魚類の小割式の方なんですけれども、具体的に魚種とか行使計画の具体的な内容は、申請者から出てくるのでしょうか。

議長 はいどうぞ。

水産振興課 具体的な計画というところで、漁場計画策定願の内容なんですけれども、養殖対象魚種としましてはハマチ、養殖数量が、計画ですが、16万尾というかたちで書かれています。

鎌賀委員 今の話で、あの、ブリとかタイとかある程度大枠を決めて、以前は、新規の魚類養殖を拡大させないような話もあったんですが、そのあたりは特に制限はないんですか。

議長 事務局。

水産振興課

はい。以前は、量とか生け簀の面積で制限があったんですけども、そこは今無くなりまして、県全体の、例えば、ブリであれば何万尾まで良いという漁場改善計画の中に共済の関係もあって尾数が決められています。ただ、その尾数については、変換係数というのをかければ、例えば、クルマエビ養殖していたところをブリに変えるのであれば何万尾まで良いよというのがありますので、その何万尾に変えるのに、入っている量になります。今回の量は。だから、いわゆる制限に引っかかるような量ではありません。

水産振興課

漁場改善計画の中に定められている適正可能数量ですので問題ないと思います。

鎌賀委員

3つめ良いですか。

議長

はいどうぞ。

鎌賀委員

クルマエビ養殖の方ですが、特別養殖をやっているからの漁場計画ということなんですが、漁業法が改正されて、漁業調整規則の改正も今からするということなんでしょうけれども、特別養殖というのが全国的にも非常に珍しい制度で水産庁からは以前、撤廃するようにというか、改めろということ折に触れて言われたことがあります。今後、どうなんでしょう。特別養殖というのが、認められるのかどうか。

議長

確か、特別養殖はですね、私が知っている限りでは、熊本県だけじゃないでしょうか。

鎌賀委員

そうです。

議長

これが、なかなか良いところもあるし、悪いところもあるというような、話です。はいどうぞ。

水産振興課

今、鎌賀委員から御質問がありました漁業調整規則なんですけれども、今回の漁業法改正に伴いまして、海面の漁業調整規則と内水面の漁業調整規則を一本化するようとの指示がありまして、今、水産庁の九州漁業調整事務所と協議を行っているところです。今回の改正に伴いまして、規則の改正した案を九州漁業調

整事務所に送って、その返しが来ておりますが、その中では特に、特別養殖についての指摘はあっておりません。ただ、今後協議を進める上で、水産庁の本課とのヒアリングも行いますので、もしかするとその中で色々指摘があるかもしれませんが、今の段階では、九州漁業調整事務所との協議の中では特に指摘は無いという状況です。

議長

いいですか。

鎌賀委員

以前は水産庁から指摘を受けていたので。

水産振興課

今もそういう状況だと思います。もともと特別養殖の他に、特別採捕許可というものもあるんですけども、基本的には非営利ということで、いわゆる営んではならないということになりますので、今熊本県で出しているのは、実際に販売されているところがあるので、そのところが一番突かれるところなのかなというふうに認識しています。

私達としては、今まで規則の中で認められていたことなので、これは継続して行いますという主張でやっていくつもりですが、そういうところは指摘されるかなと考えています。

議長

漁業共済の関連もあるんですよ。ただ、特別養殖では加入ができないでしょう。だから、良ければ、本免許であれば共済に加入できるんですけども、特別養殖は加入できないんですよ。そこが一点あるんですよ。そこらもあるので、良いところもあるし、悪いところもあるというような。未だに変わってないの。

水産振興課

今のところ、何も言われてないですが、今後、本格的に水産庁と事前協議が始まりますので。

議長

まあ、便利な所もあるんですよ。特別養殖というのは。直ぐに免許が出るもので。

水産振興課

そうですね。それを漁協とか個人さんに出すことについてちょっと色々あります。

議長

まあ、そういうことです鎌賀委員。よろしいですか。

鎌賀委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、

脇島委員

議長、1つ良いですか。

議長

はい。

脇島委員

水面という言葉が免許の時に使われるわけですが、水面下はどうなるのですか。水面下の方は。水面使用ということでしょう。免許証自体が。許可とか。水面に対する許可でしょう。そこはどうなるのか。

水面だけの許可であるならば、そこにある漁業は営むことができるということではないですか。区画漁業権であっても。免許してあるのは、水面だけでしょう。

水産振興課

例えば、区画漁業権があります。そこには、魚類養殖、ブリ養殖などがされているということで、そこ以外のことについては、例えば、底とかは別にできるんだと思います。魚を飼うのに影響があるのであれば侵害ということで訴えられますけど、影響がない状態で、下で獲ることは別に構わないことだと思います。

脇島委員

重要なことですがね、今あなたが言ったことは。

議長

今、何と言った。もう一度説明して。

水産振興課

区画漁業権で、例えば、魚類養殖と決まっていますよね、魚類養殖というのは魚類養殖をする権利であって、そこで魚類養殖をしていて、その権利は当然、魚類養殖をする権利なんです。ただ、底で違う漁業、いわゆる共同漁業権が下にある形なので、そこで操業する分には別に問題ないと思います。

脇島委員

それはおかしい。

鎌賀委員

ちょっといいですか。脇島委員がおっしゃりたいのは、水面の利用ということになっているのに、底の方にいるのも対象になるのかということですか。

脇島委員 免許自体のところはですよ、立ち入ること自体ができないじゃないですか。

鎌賀委員 いいえ、それは無いです。

脇島委員 自分のところに入れないけどですね。

議長 説明をお願いします。

水産振興課 近くに寄って行って魚を嚇したら、侵害になります。魚を嚇せば、侵害になります。養殖を妨害したという形になります。侵害という形で、出て行ってくれということが出来ます。それが無い状態で、

議長 その発言は、ちょっと、考えて言わないと大変ですよ。

浜委員 今のはですね、海面から20メートル、30メートルまでは、養殖が免許されますよね。しかし、底はどうなるのかという質問だと思いますけど、私も疑問に思うんですけど、今の答弁では、底は関係ないような話でしょう。取れる奴については。そしたら、たこつぼ漁業は底の漁なんですね。底は出来ませんよ。枠の中で免許取っても。底は良いと言ったら、じゃあこのまま底はやりますよと言われてたら、立ち入りできるようなことになるので、はっきりしておかないと、たこつぼ漁業者はたまらない。けども、そこで養殖している形ですから。たこつぼでもかし網でも底の魚を獲るのに。

脇島委員 かし網でも張ろうと思えば張られるということ。

鎌賀委員 もし、間違っていたら指摘をしていただきたいんですが、私のこれまでの経験からすると、例えば魚類養殖、クルマエビ養殖、それを行うために、支障のあるような行為は、排他的に、入ってこないでください、やらないでくださいというふうな権利で、仮に、たこつぼを設置するのに魚類養殖に何の影響もない、ロープ、網生け簀、そういったものに何の影響もない敷設するよな方法があって、漁獲して引き上げるときも、何の影響も与えませんという保証があれば、それは全くできないかというところできるかもしれないというふうな感じだと思います。それと、クルマエビの場合は、

第2種区画というのは、海面を区切って、石とか何かで区切って使うようなものですから、クルマエビが生息する底の方も当然その、水面と底に棲む生物に影響がないように、他の人は入ってはいけませんというふうなことになると思います。

脇島委員

だから、免許自体が海域免許になるのではないか。

鎌賀委員

違うんですよ。良いですか。

議長

はい。

鎌賀委員

共同漁業権は、漁船以外の船が走っても別に構わない訳ですよ。区画漁業権も、もし支障がなければ、それは、魚類養殖なんか区画漁業権でされている事業に対して、影響なければ、それは、あの、構わんという話になりますけど、現実、生け簀張ってある、あるいはロープ張ってあるところで、船を航行されたらたまらんから、もう入らんでくださいというふうなことになるということですよ。よろしいですか。

脇島委員

實際上、海域の許可みたいな状況になっているにもかかわらず、文面が水面というから聞いたんです。水面だけで良いのかということ。

水産振興課

漁業法の中に公有水面という言葉がありまして、誰でも使える水面という形です。

鎌賀委員

こういう水面と接続一体となるという表現。

水産振興課

だからそういう形で、そういう形で水面という表現を使っています。

浜委員

議長。

議長

はい。

浜委員

鎌賀委員が言われたのは、底も邪魔しなければ良いということになります。そうすると皆入り乱れて、何の邪魔になっとかということにもなる。

鎌賀委員 だから、実際は、たこつぼ設置するのに、潜ってたこつぼを張る人はいないでしょ。

浜委員 潜らんでもできますよ。沈むんだから。だから、私の案としては、もうこの区画は、養殖して良いという許可が出してあるから、ここから近づかないでくださいと。ここは、行使料も払っていますからと、熊本県は決めんといかん。そうして来ているのだから。

鎌賀委員 いいですか。

議長 はい。

鎌賀委員 あの、漁業権を免許されると妨害を予防的に排除する権利というのがありますので、そういった意味合いで、危ないことやめてください、入らないでくださいというふうなことは、言えるということですよ。

議長 それは言えるとよ。まあ、紙一重の話でしょう。

鎌賀委員 そうです。それで良いですか。

議長 はい。

鎌賀委員 そもそも誤解がないようにしとかんといかんののは、これだけの区画漁業権の場合、あの1万平米なら1万平米の免許を受けたと、それで、例えば、埋め立てして、ここがかかって、3分の1かかるけん3分の1の面積でいくらという換算をするのではなく、ここで漁業を行って、損害が発生する分だけの補償というのがありますが、多くの方が誤解しているのが、面積が何平米だから何分の1潰れば、その分当然もらえると。面積に応じてもらえるというふうに誤解している人が多いと思います。そういう意味合いで、ただ免許されているから、区域がこれだけだから、全部他の人達は入ってきたらいかんとか、排除できるとか言うと、ちょっと意味合いが違うので、そのところは誤解がないようにちゃんと理解しておく必要があると思います。

議長 まあ、説明を聴けば、良い方向にも取られれば、悪い方向にも取

られる。がんじがらめだなという話でしょ。

水産振興課

現実的には、入るなと言われるのが、予防権というのを使われて、入るなというのがほんとのところだと思います。実際的にはですね。

脇島委員

上から下まで使うような。

浜委員

それが良いから言っているのだ。

議長

ちょっと説明も、事務局が深入りした説明をすると、とりようじゃどっちにも取られるから、もうちょっとそこを考えて発言をしてもらえば、ということです。よろしいですか脇島委員。

脇島委員

はい。良いとは思いますが。

議長

それでは、他に無いようですので、第1号議案「天草不知火海区における漁場計画（免許の内容等）について（諮問）」については、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

ありがとうございます。それでは異議のない旨を回答することといたします。

事務局に確認しますが、今回の県知事からの諮問に答申するためには、公聴会を開く必要があると思いますが、事務局から公聴会について説明してください。

事務局

委員会事務局でございます。

漁業法第11条第4項におきまして、「海区漁業調整委員会は漁場計画について意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。」となっておりますので、ここで公聴会の日時、場所等を決定していただきたいと存じます。

お配りしました資料の11ページをご覧ください。

公聴会までのスケジュールをお示しました。

公聴会開催の公示を県公報に登載するのに約2週間かかります。

県公報発行日から約1週間の公示期間を設けたいとおもいますので、12月9日以降の開催となります。

会場等を確保する都合もありますので、事務局としましては、12月12日木曜日の午後2時から、ホテル熊本テルサ2階「りんどう・つばき」の間におきまして開催する案を提案させていただきます。

公聴会についての公示内容は、資料12ページに示しております。

こちらの内容で県公報に登載いたします。

重ねてのご説明になりますが、公聴会終了後に、同じ会場、ホテル熊本テルサ2階「りんどう・つばき」の間におきまして第363回天草不知火海区漁業調整委員会を開催し、県知事からの諮問に対する答申内容をご審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

よろしく申し上げます。

議長

ただいま説明のありました事務局案で公聴会を開催することとし、その後に委員会も開催することによろしいでしょうか。

委員

はい。異議なし

議長

それでは、公聴会及び次回委員会を12月12日に開催することといたします。

続きまして、議事2の「報告」の1、「うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針についてご報告します。

資料の14ページをご覧ください。

うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針は、前回の委員会で照会させていただき、「意見なし」との回答を頂いております。そのあと、有明漁場管理委員会でも同様に「意見なし」との回答を頂いております。

さらに、内水面漁場管理委員会に照会したところ、アユやモクズガニなど同時期に遡上する生物への影響が危惧されるため、操業期間を変更する旨回答を頂いております。

そこで、従来、海面も内水面も操業期間は同一でしたが、下の表のとおり海面と内水面を区別して、内水面についてのみ、「提

灯たぶは12月23日から3月31日まで」の100日間。「たも抄いは、12月23日から4月19日までの100日間」に変更することとしました。

ご報告は以上です。

議長 　　ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長 　　よろしいですか。

鎌賀委員 　　はい。

議長 　　はい。

鎌賀委員 　　具体的に何が問題だったのでしょうか。

水産振興課 　　はい。従来から委員会の中では、4月に提灯たぶを敷設したりすることによって、アユとかモクズガニが混獲されるという意見が出ていました。そのような意見を受けて、4月には提灯たぶはしないでおこうというのが一番の目的です。そうした場合に、3月31日から養鰻業者の方の営業というか、生活もあるので、100日というのは維持しましょうということで、3月31日から遡って、100日前に倒した12月23日からというところで決まりました。あと、たも抄いについては、漁期の後半で採る不知火海は、漁期の4月とか3月末まで採るところが多いので、あと、たも抄いについては、混獲の影響がないということで、4月19日までとしております。

議長 　　よろしいですか。

鎌賀委員 　　はい。

議長 　　他に何かございませんか。

委員 　　意見なし

議長 　　それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の1、「うなぎ種苗特別採捕許可取扱方針について」の質疑は終了いた

します。

議長

次に、議事2の「報告」の2、「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項について」事務局より説明をお願いします。

事務局

委員会事務局でございます。

お配りしました資料16ページ目をご覧ください。

令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項について御説明いたします。

令和元年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議が、下記のとおり開催され、九州各県から提案された議題については、すべて承認されました。

熊本県連合海区からは、

(2) 大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について

(6) 東シナ海における漁船の安全操業確保について

(17) ミニボートによる危険行為の防止について

(22) 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について

の4議題を提案しまして、すべて承認されました。

今後、全漁調連の各ブロックから提案された議題を12月までに取りまとめ、要望書を作成し、令和2年5月に開催予定の全漁調連の理事会及び総会に諮った上で、同年7月に関係省庁等に要望活動が行われる予定です。

事務局からの報告は以上です。

議長

はい、どうもありがとうございました。

浜委員から提案されたミニボートについても要望に上げるということにしますので。

浜委員

はい。

議長

他にございませんか。

それでは、他に無いようですので、議事2の「報告」の2、「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会要望事項について」の質疑は終了いたします。

議長

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

委員

意見なし

議長

なければ、これで第362回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。